

指定項目についての「総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」を定める環境省告示

目 次

指定項目についての「総量規制基準に係る業種その他の区分
及びその区分ごとの範囲」を定める環境省告示
(平成18年10月13日)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

指定項目についての「総量規制基準に係る業種その他の区分
及びその区分ごとの範囲」の一部を改正する環境省告示
(平成23年3月31日)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 1

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(告 示)

- 化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲(環境一三四)
- 窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲(同一三五)
- りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲(同一三六)

(公 告)

- 諸事項
- 裁判所
- 破産関係

一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六

COD(化学的酸素要求量)

告 示

示

○ 環境省告示第百三十四号

水質汚濁防止法施行規則(昭和四十六年 通商産業省令第二号)第一条の五第三項の規定に基づき、化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲を次のように定め、化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲(平成十三年十二月環境省告示第七十四号)は、廃止する。ただし、都道府県知事が定める日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係るCc、Cci及びCcjの値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲については、この告示後定められることとなる総量削減基本方針における目標年度の前年度末までの間は、なお従前のとおりとする。

平成十八年十月十三日
環境大臣 若林 正俊

化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲
一 この告示で使用する用語は、水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)で使用する用語の例による。

二 水質汚濁防止法施行規則(以下「規則」という。)第一条の五第三項の環境大臣が定める業種その他の区分は、指定地域内事業場のうち、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号。以下「令」という。)別表第二第一号及び第二号に掲げる区域内に設置されるもの並びに環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令(平成五年政令第三百七十一号)別表第二号ハに掲げる水域(以下「大阪湾」という。)及びこれに流入する公共用水域に排出するものに係るものにあつては別表第一、瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項に規定する区域内に設置されるものであつて大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するもの以外のものに係るものにあつては別表第二のそれぞれ第二欄に掲げるとおりとする。この場合において、工場又は事業場に係る汚水又は廃液を処理する事業場は、当該工場又は事業場の属する業種その他の区分に属するものとする。

三 規則第一条の五第三項の環境大臣が定める範囲は、指定地域内事業場のうち、令別表第二第一号及び第二号に掲げる区域内に設置されるもの並びに大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものにあつては別表第一、瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項に規定する区域内に設置されるものであつて大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するもの以外のものに係るものにあつては別表第二のそれぞれ第二欄に掲げる業種その他の区分ごとに、Cc及びCcoの値に係るものにあつてはそれぞれ第三欄(1)に掲げる値以上(2)に掲げる値以下とし、Cciの値に係るものにあつてはそれぞれ第三欄(2)に掲げる値以上(3)に掲げる値以下とし、Ccjの値に係るものにあつてはそれぞれ第三欄(3)に掲げる値以上(4)に掲げる値以下とする。ただし、工場又は事業場に係る汚水又は廃液を処理する事業場に係る場合であつて、当該工場又は事業場の属する業種その他の区分ごとの別表第一又は別表第二のそれぞれ第三欄に掲げる値の範囲内においてCc、Cco、Cci及びCcjの値を定めることが適当でないと認められ、かつ、都道府県知事が当該工場又は事業場及び当該事業場につきCc、Cco、Cci及びCcjの値を別に定めるときは、この限りではない。

別表第一

整理番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量 (単位：リットルにつき)						備考
一五	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	三〇	八五	三〇	七〇	三〇	六〇	平成八年九月一日以後に特定施設を設置し、又は構造等の変更により増加する特定排水の量を除く。特定排水の量(以下「排水」という。)は、平成八年九月一日前の特定施設に係る量(以下「排水」という。)に於ては、第三欄(3)及び(4)の値は、それぞれ三〇、四〇とする。
一四	水産食料品製造業(整理番号八の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	四〇	六〇	四〇	五〇	三〇	四〇	
一二	冷凍水産物製造業	三〇	五〇	三〇	四〇	二〇	三〇	
一一	冷凍水産食品製造業	四〇	五〇	四〇	五〇	三〇	四〇	
一〇	魚肉ハム・ソーセージ製造業	三〇	四〇	三〇	四〇	二〇	三〇	
九	寒天製造業	八〇	二二〇	八〇	一〇〇	八〇	一〇〇	
八	水産缶詰・瓶詰製造業	四〇	五〇	四〇	五〇	三〇	四〇	
七	畜産食料品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	四〇	六〇	四〇	五〇	三〇	四〇	
六	乳製品製造業	三〇	五〇	三〇	四〇	二〇	三〇	
五	肉製品製造業	四〇	五〇	四〇	五〇	三〇	四〇	
四	非金属鉱業	二〇	三〇	二〇	三〇	二〇	三〇	
三	天然ガス鉱業	六〇	七〇	六〇	七〇	六〇	七〇	
二	畜産農業	七〇	一一〇	七〇	八〇	六〇	七〇	
(1)	(イ)							
(1)	(ロ)							
(2)	(イ)							
(2)	(ロ)							
(3)	(イ)							
(3)	(ロ)							

一六	野菜漬物製造業	四〇	八〇	四〇	六〇	三〇	四〇
一七	味そ製造業	七〇	八〇	七〇	八〇	八〇	三〇
一八	しょう油・食用アミノ酸製造業	七〇	八〇	七〇	八〇	八〇	五〇
一九	うま味調味料製造業	二〇	三〇	二〇	三〇	三〇	三〇
二〇	ソース製造業	三〇	四〇	三〇	四〇	四〇	四〇
二一	食酢製造業	四〇	六〇	四〇	五〇	五〇	四〇
二二	砂糖精製業	四〇	八〇	四〇	六〇	六〇	四〇
二三	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	五〇	九〇	五〇	六〇	六〇	四〇
二四	小麦粉製造業	三〇	四〇	三〇	四〇	四〇	四〇
二五	パン製造業	三〇	五〇	三〇	四〇	四〇	三〇
二六	生菓子製造業	四〇	六〇	四〇	五〇	五〇	四〇
二七	ビスケット類・干菓子製造業	四〇	五〇	四〇	五〇	五〇	四〇
二八	米菓製造業	四〇	六〇	四〇	六〇	六〇	五〇
二九	パン・菓子製造業(整理番号二五の項から前項までに掲げるものを除く。)	四〇	五〇	四〇	五〇	五〇	四〇
三〇	植物油脂製造業	四〇	六〇	四〇	五〇	五〇	四〇
三一	動物油脂製造業	四〇	五〇	四〇	五〇	五〇	四〇
三二	食用油脂加工業	四〇	五〇	四〇	五〇	五〇	四〇
三三	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	五〇	六〇	五〇	六〇	六〇	五〇
三四	穀類でんぷん製造業	五〇	六〇	五〇	六〇	六〇	五〇
三五	めん類製造業	三〇	七〇	三〇	四〇	四〇	四〇
三七	豆腐・油揚製造業	三〇	六〇	三〇	四〇	四〇	四〇
三八	あん類製造業	六〇	七〇	六〇	七〇	七〇	六〇
三九	冷凍調理食品製造業	三〇	五〇	三〇	四〇	四〇	三〇

五九	五八	五七	五五	五一	五〇	四九	四八	四七	四六	四五	四四	四三	四二	四一	四〇
織維工業で織物機械染色整理工程を含む(前項に掲げるものを除く)	織維工業で毛織物の染色整理工程を含む(前項に掲げるものを除く)	織維工業で麻製織工程に係るもの	織維工業(整理番号五一の項に掲げるもの及び衣服に係るものを除く)に係るもの	糸精練業を含む)	たばこ製造業	有機質肥料製造業	単体飼料製造業	配合飼料製造業	インスタントコーヒ製造業	蒸留酒・混成酒製造業	清酒製造業	ビール製造業	果実酒製造業	清涼飲料製造業	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの
八〇	四〇	九〇	七五	三〇	三〇	二〇	二〇	二〇	二〇	三〇	三〇	三〇	三〇	二〇	三〇
二二〇	五〇	一〇〇	八五	六〇	四〇	七〇	三〇	三〇	三〇	六〇	七〇	四〇	四〇	六〇	五〇
八〇	四〇	九〇	七五	三〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	三〇	三〇	三〇	三〇	二〇	三〇
一〇〇	五〇	一〇〇	八五	六〇	四〇	三〇	三〇	三〇	三〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
八〇	三〇	九〇	七〇	三〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	三〇	三〇	三〇	二〇	三〇
二〇〇	五〇	一〇〇	八〇	六〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	四〇	四〇	四〇	三〇	四〇

七五	七一	六九	六八	六七	六六	六五	六四	六三	六二	六一	六〇	
木材薬品処理業	合板製造業(集成材又はパティクルボード製造業を含む)	一般製材業又は木材チップ製造業	織維工業(整理番号五五の項から前項までに掲げるものを除く)	織維工業で織物製造工程に係るもの	織維工業で上塗りした織物及び造水に係るもの	織維工業でフェルト製造工程に係るもの	織維工業で不織布の製造工程に係るもの	帯(染色整理工程を含む)に処理工程に係るもの	織維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程を含む)に係るもの	織維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程を含む)に係るもの	織維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程を含む)に係るもの	織維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程を含む)に係るもの
二〇	三〇	四〇	三〇	四〇	四〇	四〇	七〇	九〇	五〇	五〇	九〇	
三〇	四〇	七〇	九〇	五〇	五〇	五〇	九〇	二二〇	一〇〇	一〇〇	二二〇	
二〇	三〇	四〇	三〇	四〇	四〇	四〇	七〇	九〇	五〇	五〇	九〇	
三〇	四〇	七〇	七〇	五〇	五〇	五〇	八〇	二〇〇	七〇	八〇	二〇〇	
二〇	三〇	四〇	三〇	四〇	四〇	四〇	六〇	八〇	五〇	五〇	九〇	
三〇	四〇	七〇	五〇	五〇	五〇	五〇	七五	九五	七〇	七〇	一〇〇	
	二一〇〇とす											

二一〇〇とす。それ、第三欄の値は、それぞれ同一の順序に於いて、二一〇〇とす。

八二	八一	八〇	七九	七八	七七	七六	
さ工ラ製紙パ ら程フ造製 ク(前バ業製 ラエルでさ業 フ程バさ又製 ト製はは板造 パ未造ク紙洋	の(造工製紙 を次ラフ業製 除項工造業製 く)程フト業製 に係るに業造 掲げる未又業 るもさは板造 もの製は紙洋	むル(前 ル)に製ミ 係造セ工 る程ケル ものミの の未造業 カカら製 ら程セ工 をミの未 含ケケ製 むル(前 ル)に製ミ 係造セ工 る程ケル ものミの の未造業 カカら製 ら程セ工 をミの未 含ケケ製	く(ににらさ に係るバ製 掲げるル製 るもセ工 もの製ラ (次工ミケ 除項程未 カカ)のを	工ニ程ンリ 程カ又ドフル にルはア業製 に係るパサ るもルモ製 の製メ工ラ	程ニ工カ又 程カ又ドフル にルはア業製 に係るパサ るもルモ製 の製メ工ラ	程イト製紙 に造業製 係る業製 るも業製 の製業製 の製業製 の製業製 の製業製	も(製製紙 の造業製 工造業製 程造業製 に造業製 係る造業製 るの造業製 の造業製 の造業製
七〇	六〇	八〇	七〇	五〇	六〇	七〇	
一〇〇	七〇	九〇	八〇	六〇	七〇	八〇	
七〇	五〇	八〇	七〇	五〇	六〇	七〇	
一〇〇	六〇	九〇	八〇	六〇	七〇	八〇	
六〇	四〇	八〇	七〇	五〇	六〇	六〇	
七〇	五〇	九〇	八〇	六〇	七〇	七〇	
とびてしラ精 す(3)はてム選 (回)は型工 の第洗程 値三も浄に は欄機お (1)にいて (イ)あ使用 〇及っ							

八九	八八	八七	八六	八五	八四	八三
業機 程工製紙パ に造業製 係る業造業 るも板造業 もの紙は業 の製板造紙洋	の(工製紙パ を前造業製 除項業造業製 く)程フト業製 に係るに業造 掲げる未又業 るもさは板造 もの製は紙洋	る有バサ にるすル ものモ の製メ の工カ の程カ の限を	原ニバナ製紙パ 料カ又ル造製 工程とはグ業製 前(すバ)ラ、業製 工洋モドフは業、 程紙をメバア板紙洋	の製原古製紙パ 造料紙造製ル 工以業造業製 程す外で業製製 に係るの木又造業、 るル材は業、 の又板又業、 の紙は紙洋	む(程は料製紙パ に製漂と造業製 係離白し業造業製 る解工を脱で業製製 もの行イ古又造業、 の程(うン紙は業、 を前)ン紙は業、 含工ル又原紙洋	の(造工と製紙パ を次工造業製 除項とす業造業製 く)程に業造業製 掲げるにる古又業製 るもパル紙は業、 もの製原紙洋
六〇	四〇	三〇	五〇	一〇〇	九〇	六〇
八〇	六〇	四〇	六〇	一一〇	一三〇	七〇
六〇	四〇	二〇	四〇	一〇〇	九〇	六〇
八〇	六〇	三〇	五〇	一一〇	一〇〇	七〇
六〇	四〇	二〇	四〇	七〇	八〇	五〇
八〇	五〇	三〇	五〇	八〇	九〇	六〇
すぞびはすパ るれ(2)るル (回)第三の製 一〇は欄に造 九〇はの工 〇そ(1)程 とれ(回)つあ 及て有						

一〇八	無機化学工業製品製造業(整理番号五の項から前の項までのものを除く。)	二〇	二〇	二〇	三〇	三〇	三〇	五〇	五〇	九七	九六	九五	九四	九三	九二	九一	九〇
一〇七	無機顔料製造業	二〇	二〇	二〇	三〇	三〇	三〇	五〇	五〇	九七	九六	九五	九四	九三	九二	九一	九〇
一〇六	電炉工業	二〇	二〇	二〇	三〇	三〇	三〇	五〇	五〇	九七	九六	九五	九四	九三	九二	九一	九〇
一〇五	ソーダ工業	二〇	二〇	二〇	三〇	三〇	三〇	五〇	五〇	九七	九六	九五	九四	九三	九二	九一	九〇
一〇四	化学肥料製造業(前二項に掲げるものを除く。)	二〇	二〇	二〇	三〇	三〇	三〇	五〇	五〇	九七	九六	九五	九四	九三	九二	九一	九〇
一〇三	複合肥料製造業	二〇	二〇	二〇	三〇	三〇	三〇	五〇	五〇	九七	九六	九五	九四	九三	九二	九一	九〇
一〇二	窒素質・りん酸質肥料製造業	二〇	二〇	二〇	三〇	三〇	三〇	五〇	五〇	九七	九六	九五	九四	九三	九二	九一	九〇
一〇一	製版業	二〇	二〇	二〇	三〇	三〇	三〇	五〇	五〇	九七	九六	九五	九四	九三	九二	九一	九〇
一〇〇	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	二〇	二〇	二〇	三〇	三〇	三〇	五〇	五〇	九七	九六	九五	九四	九三	九二	九一	九〇
九七	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(整理番号七六の項から前の項までのものを除く。)	二〇	二〇	二〇	三〇	三〇	三〇	五〇	五〇	九七	九六	九五	九四	九三	九二	九一	九〇
九六	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	二〇	二〇	二〇	三〇	三〇	三〇	五〇	五〇	九七	九六	九五	九四	九三	九二	九一	九〇
九五	乾式法による繊維板製造業	二〇	二〇	二〇	三〇	三〇	三〇	五〇	五〇	九七	九六	九五	九四	九三	九二	九一	九〇
九四	セロファン製造業	二〇	二〇	二〇	三〇	三〇	三〇	五〇	五〇	九七	九六	九五	九四	九三	九二	九一	九〇
九三	重包装紙袋製造業	二〇	二〇	二〇	三〇	三〇	三〇	五〇	五〇	九七	九六	九五	九四	九三	九二	九一	九〇
九二	段ボール製造業	二〇	二〇	二〇	三〇	三〇	三〇	五〇	五〇	九七	九六	九五	九四	九三	九二	九一	九〇
九一	塗工紙製造業	二〇	二〇	二〇	三〇	三〇	三〇	五〇	五〇	九七	九六	九五	九四	九三	九二	九一	九〇
九〇	手すき和紙製造業	二〇	二〇	二〇	三〇	三〇	三〇	五〇	五〇	九七	九六	九五	九四	九三	九二	九一	九〇
(一)	硫酸鉄を原料とする硫酸鉄製造工程は、硫酸鉄を原料とする硫酸鉄製造工程に優先する。	二〇	二〇	二〇	三〇	三〇	三〇	五〇	五〇	九七	九六	九五	九四	九三	九二	九一	九〇

一一一	石油化学系基礎製品製造工程に係るもの	三〇	四〇	二〇	三〇	三〇	三〇	五〇	五〇	一一九	一一八	一一七	一一六	一一五	一一四	一一三	一一二	一一一
一一〇	石油化学系基礎製品製造工程に係るもの	三〇	四〇	二〇	三〇	三〇	三〇	五〇	五〇	一一九	一一八	一一七	一一六	一一五	一一四	一一三	一一二	一一一
一一〇	石油化学系基礎製品製造工程に係るもの	三〇	四〇	二〇	三〇	三〇	三〇	五〇	五〇	一一九	一一八	一一七	一一六	一一五	一一四	一一三	一一二	一一一
一一〇	石油化学系基礎製品製造工程に係るもの	三〇	四〇	二〇	三〇	三〇	三〇	五〇	五〇	一一九	一一八	一一七	一一六	一一五	一一四	一一三	一一二	一一一
一一〇	石油化学系基礎製品製造工程に係るもの	三〇	四〇	二〇	三〇	三〇	三〇	五〇	五〇	一一九	一一八	一一七	一一六	一一五	一一四	一一三	一一二	一一一
一一〇	石油化学系基礎製品製造工程に係るもの	三〇	四〇	二〇	三〇	三〇	三〇	五〇	五〇	一一九	一一八	一一七	一一六	一一五	一一四	一一三	一一二	一一一
一一〇	石油化学系基礎製品製造工程に係るもの	三〇	四〇	二〇	三〇	三〇	三〇	五〇	五〇	一一九	一一八	一一七	一一六	一一五	一一四	一一三	一一二	一一一
一一〇	石油化学系基礎製品製造工程に係るもの	三〇	四〇	二〇	三〇	三〇	三〇	五〇	五〇	一一九	一一八	一一七	一一六	一一五	一一四	一一三	一一二	一一一
一一〇	石油化学系基礎製品製造工程に係るもの	三〇	四〇	二〇	三〇	三〇	三〇	五〇	五〇	一一九	一一八	一一七	一一六	一一五	一一四	一一三	一一二	一一一
一一〇	石油化学系基礎製品製造工程に係るもの	三〇	四〇	二〇	三〇	三〇	三〇	五〇	五〇	一一九	一一八	一一七	一一六	一一五	一一四	一一三	一一二	一一一
(一)	硫酸鉄を原料とする硫酸鉄製造工程は、硫酸鉄を原料とする硫酸鉄製造工程に優先する。	三〇	四〇	二〇	三〇	三〇	三〇	五〇	五〇	一一九	一一八	一一七	一一六	一一五	一一四	一一三	一一二	一一一

一一〇	一一九	一二八	一二七	一二六	一二五	一二四	一二三	一二二
印刷インキ製造業	塗料製造業	界面活性剤製造業 (前項に掲げるものを除く)	石けん・合成洗剤製造業	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	合成繊維製造業	レーヨン・アセチレーン製造業のうちアセレーンの製造に係るもの	レーヨン・アセチレーン製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	有機化学工業製品製造業(整理番号〇九の項から前項までに掲げるものを除く)
四〇	四〇	四〇	一〇	四〇	三〇	三〇	五〇	五〇
五〇	五〇	五〇	二〇	五〇	四〇	四〇	六〇	九〇
四〇	四〇	四〇	一〇	四〇	二〇	三〇	三〇	五〇
五〇	五〇	五〇	一五	五〇	三〇	四〇	四〇	九〇
三〇	四〇	四〇	一〇	三〇	二〇	三〇	二〇	五〇
四〇	五〇	五〇	一五	四〇	三〇	四〇	三〇	八〇
					〇〇、一五〇、三〇〇、三七〇、五四とする。			(一) 有機化学工業製品製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ二八〇、二七〇、二八〇とする。
					〇〇、一五〇、三〇〇、三七〇、五四とする。			(二) 有機化学工業製品製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ二八〇、二七〇、二八〇とする。

一四七	一四六	一四五	一四四	一四三	一四二	一四〇	一三九	一三七	一三六	一三五	一三四	一三三	一三二	
石油精製業	化学工業(整理番号〇二の項から前項までに掲げるものを除く)	イオン交換樹脂製造業	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	写真感光材料製造業	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む)	化粧品・歯磨き剤の他の化粧品用調整品製造業	香料製造業(前項に掲げるものを除く)	合成香料製造業	農薬製造業	火薬類製造業	動物用医薬品製造業	生薬・漢方製剤製造業	医薬品製剤製造業	医薬品原薬・製剤製造業
二〇	四〇	一七〇	四〇	一〇	二〇	三〇	三〇	二〇	二〇	二〇	六〇	三〇	三〇	七〇
三〇	七〇	一八〇	五〇	一五	四〇	四〇	四〇	四〇	三〇	三〇	七〇	三〇	八〇	一〇〇
二〇	四〇	一七〇	四〇	一〇	二〇	三〇	三〇	三〇	二〇	二〇	六〇	三〇	三〇	七〇
三〇	五〇	一八〇	五〇	一五	三〇	四〇	四〇	四〇	三〇	三〇	七〇	三〇	六〇	九〇
二〇	四〇	一三〇	四〇	一〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	五〇	二〇	三〇	三〇	六〇
三〇	五〇	一四〇	五〇	一五	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	六〇	三〇	四〇	四〇	七〇
四〇	三〇													潤滑油製造工程を有するものたあつては、第三欄の値は、それぞれ三〇、三〇、三〇とする。
														硝化エステル又は硝酸エステル化合物の製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ五〇、五〇、五〇とする。
														平成年九月一日前特定施設に係る三層以上の建築物の建設及び改修工事の施工に係るものたあつては、第三欄の値は、それぞれ七〇、七〇、七〇とする。

別表第一

整理番号	業種その他の区分	(1)		(2)		備考
		蜜素含有量 (単位-リットルにつき) (ミリグラム)				
二	畜産農業	六〇	二〇〇	六〇	七〇	
三	天然ガス鉱業	六〇	一五〇	六〇	七〇	
四	非金属鉱業	一〇	一五	一〇	一五	
五	肉製品製造業	二五	五〇	一〇	二五	
六	乳製品製造業	一五	三〇	一〇	一五	
七	畜産食料品製造業 (前二項に掲げるものを除く。)	三〇	四〇	一〇	二〇	
八	水産缶詰・瓶詰製造業	二〇	三〇	一〇	一五	
九	寒天製造業	二〇	三〇	一〇	二〇	
一〇	魚肉ハム・ソーセージ製造業	二〇	三〇	一〇	二〇	
一一	水産練製品製造業 (前項に掲げるものを除く。)	二五	三五	一〇	二〇	
一二	冷凍水産物製造業	二五	五五	一〇	一五	
一三	冷凍水産食品製造業	三〇	五五	一〇	四〇	
一四	水産食料品製造業 (整理番号八の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	二五	五〇	一〇	三〇	
一五	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	二〇	三〇	一〇	一五	
一六	野菜漬物製造業	一五	二五	一〇	一五	
一七	味そ製造業	二〇	三〇	一〇	二〇	
一八	しょう油・食用アミノ酸製造業	二五	二〇	一〇	三五	
一九	うま味調味料製造業	二〇	三〇	一〇	二〇	

二〇	ソース製造業	二〇	三〇	一〇	一五	
二二	食酢製造業	二〇	三〇	一〇	一五	
二二	砂糖精製業	一五	二五	一〇	一五	
二三	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	一五	三〇	一〇	一五	
二四	小麦粉製造業	二〇	三〇	一〇	一五	
二五	パン製造業	一五	二五	一〇	一五	
二六	生菓子製造業	一五	二五	一〇	一五	
二七	ビスケット類・干菓子製造業	一五	三〇	一〇	一五	
二八	米菓製造業	一五	三〇	一〇	一五	
二九	パン・菓子製造業 (整理番号二五の項から前項までに掲げるものを除く。)	一五	三〇	一〇	一五	
三〇	植物油脂製造業	一〇	二〇	一〇	一五	
三一	動物油脂製造業	二〇	三〇	一〇	一五	
三二	食用油脂加工業	一五	二五	一〇	一五	
三三	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	二〇	三〇	一〇	二〇	
三四	穀類でんぷん製造業	一五	三〇	一〇	一五	
三五	めん類製造業	一五	三〇	一〇	二〇	
三七	豆腐・油揚製造業	二〇	四〇	一〇	二五	
三八	あん類製造業	一五	二五	一〇	一五	
三九	冷凍調理食品製造業	二〇	三五	一〇	二〇	
四〇	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	二〇	三〇	一〇	一五	
四一	清涼飲料製造業	一五	三〇	一〇	一五	
四二	果実酒製造業	一五	二五	一〇	二〇	
四三	ビール製造業	一五	二五	一〇	一五	

六〇	五九	五八	五七	五五	五一	五〇	四九	四八	四七	四六	四五	四四
含帯加織維 む染工業 工色整業 に理整業 係工理業 る工理業 もの程程 の付程手	の(含)織維 を(前)染業 除(項)色業 く)に工整業 掲げらる織 るもの程機 の付程手	る工理整 もの色理行 のを理程わ の含工(以 む)程程下加 に帯一工常染 係加染し	工織維 程に業 係る業 もの麻製 織織	工以係の 程同の織 にじもの 係る織 もの を除製 く。品 毛。に	糸生糸 精練業製 業(副(業 蚕)含(業 む)含(業 む)含(業	たばこ 製業製 業製業 業製業	有機質 肥料製 業製業 業製業	単体飼 料製業 業製業 業製業	配合飼 料製業 業製業 業製業	ビー ンスタ ントコ ー製業 業製業	造業蒸 留酒・ 混成酒 製業製 業製業	清酒製 業製業 業製業
一〇	一〇	一〇	一五	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一五	一〇	一五	一〇
三〇	三〇	三〇	二五	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	二五	三〇	二五	二〇
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
二〇	二〇	一五	一五	一五	一〇	一五	一〇	一〇	一五	一五	一五	二〇
	る(〇)の(1) 値及つあ 八はびて織 〇(回)は物 そ並は塗 五それび第 五とれに三 と(2)欄工 す(回)程に											

七七	七六	七五	七一	六九	六八	六七	六六	六五	六四	六三	六二	六一	
程イ製紙パ にト造製ル 係る業造業 る業業製 ものサ又製 の製又板 造フは紙 工ア紙洋	もブ製製パ の製造業ル に造業造業 係る工程溶 るに解は板 るパ紙洋	木材薬品 製業製業 業製業製 業製業製 業製業製 業製業製 業製業製	ボ又は製 ードバ業 製業製業 業製業製 業製業製 業製業製 業製業製	材一般製材 材チップ業 製業製業 業製業製 業製業製 業製業製 業製業製	除項号織維 く(五五業 掲げ五五業 るの項(整 ものから理 を前番)	に衛織維 係生材業 るも料業 もの製業 を織業 の造業 程織業 程製業	にし織維 した物業 たた物業 織織及上 物製及塗 造造防水 程造工水	も織維工 の製業業 製業業業 業製業業 業製業業 業製業業	の織維工 製業業業 業製業業 業製業業 業製業業 業製業業	含帯加織維 む染業業 工色整業 に理整業 係る業業 もの業業 の業業業	る工理整 もの色理行 のを理程わ の含工(以 む)程程下加 に帯一工常染 係加染し	工織維 程に業 係る業 もの麻製 織織	織維工 業業業 業製業業 業製業業 業製業業
一〇	一〇	二〇	一〇	二〇	一五	二〇	二〇	一五	二〇	二〇	一〇	一五	
一五	一五	三〇	二五	三〇	二五	三〇	三〇	二五	三〇	三〇	三〇	二五	
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	
一五	一五	一五	二〇	二五	二〇	一五	一五	一五	二〇	二〇	二〇	一五	

八三	八二	八一	八〇	七九	七八
の(造料製紙パ を次工と製製 除項程す業製 にるに業造業 掲るに製製製 げるにる古又 るにる紙紙は もの製原紙洋	む(ルさラ製紙パ にプ工程フト製製 係造し(前バで業業 る造ク(前バで業業 ものラ工程ラ製製 のトの製し板紙洋	の(造ク製紙パ を次工と製製 除項程す業製 にるに業造業 掲るにる古又 るにる紙紙は もの製原紙洋	む(ルさラ製紙パ にプ工程フト製製 係造し(前バで業業 る造ク(前バで業業 ものラ工程ラ製製 のトの製し板紙洋	に(ルさラ製紙パ に(ルさラ製製 掲るにる古又 るにる紙紙は ものを製原紙洋	工ニ程リバ製紙パ 程カ又ドフル製製 に(ルさラ製製製 係るにる古又製製 るにる紙紙は製製 もの製原紙洋
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一五	一五	一五	一五	一五	一五
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一五	一五	一五	一五	一五	一五

九四	九三	九二	九一	九〇	八九	八八	八七	八六	八五	八四
セロファン製造業	重包装紙袋製造業	段ボール製造業	塗工紙製造業	手すき和紙製造業	機械すき和紙製造業	工製紙パ 程に業製製 係るにる古又 るにる紙紙は ものを製原紙洋	の(工製紙パ を前項に業製製 除程にるに業造業 掲るにる古又製製 るにる紙紙は製製 ものを製原紙洋	る(有パサンリ す)る(有パサン に)る(有パサン 係)る(有パサン る)る(有パサン もの)る(有パサン 限)る(有パサン	の製原古製紙パ 造料紙造製製 工と以業造業 程す外で業製製 にるの木又製製 係るの材は板紙洋	む(程)の製漂と に離造白し業製 係解工を脱で業製 る工程行イン古又 ものを前う紙紙は 含工ル又原紙洋
二〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
三〇	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五

一〇七	一〇六	一〇五	一〇四	一〇三		一〇二	一〇一	一〇〇	九七	九六	九五
無機顔料製造業	電炉工業	ソーダ工業	化学肥料製造業 (前二項に掲げるものを除く。)	複合肥料製造業		窒素質・りん酸質肥料製造業	製版業	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む)	パルプ製造業又は紙加工品の製造業(紙の項から前号までの項に掲げるものを除く。)	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	乾式法による繊維板製造業
二五	一五	一〇	一〇	一五		一五	二〇	二〇	一〇	一五	二〇
四〇	二五	一五	一五	三五		二五	三〇	三〇	一五	二五	三〇
二〇	一〇	一〇	一〇	一〇		一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
三〇	一五	一五	一五	一五		一五	二〇	二五	一五	一五	一五
黄鉛顔料製造工程に あつては、それと同欄の 値は、それぞれ同欄の					(三) 同一の順序に あつては、その 値は、同一の順 序にそれぞれ一 二〇〇、一〇〇 〇とする。	(二) 同一の順序に あつては、その 値は、同一の順 序にそれぞれ一 二〇〇、一〇〇 〇とする。	(一) 同一の順序に あつては、その 値は、同一の順 序にそれぞれ一 二〇〇、一〇〇 〇とする。				

										一〇八	
										無機化学工業製品 製造工程(整理番号 五の項から前号 の項までに掲げる ものを除く。)	
										二〇	
										五〇	
										一〇	
										四〇	
同一の順序に あつては、その 値は、同一の順 序にそれぞれ一 二〇〇、一〇〇 〇とする。	同一の順序に あつては、その 値は、同一の順 序にそれぞれ一 二〇〇、一〇〇 〇とする。	同一の順序に あつては、その 値は、同一の順 序にそれぞれ一 二〇〇、一〇〇 〇とする。	同一の順序に あつては、その 値は、同一の順 序にそれぞれ一 二〇〇、一〇〇 〇とする。	同一の順序に あつては、その 値は、同一の順 序にそれぞれ一 二〇〇、一〇〇 〇とする。	同一の順序に あつては、その 値は、同一の順 序にそれぞれ一 二〇〇、一〇〇 〇とする。	同一の順序に あつては、その 値は、同一の順 序にそれぞれ一 二〇〇、一〇〇 〇とする。	同一の順序に あつては、その 値は、同一の順 序にそれぞれ一 二〇〇、一〇〇 〇とする。	同一の順序に あつては、その 値は、同一の順 序にそれぞれ一 二〇〇、一〇〇 〇とする。	同一の順序に あつては、その 値は、同一の順 序にそれぞれ一 二〇〇、一〇〇 〇とする。	同一の順序に あつては、その 値は、同一の順 序にそれぞれ一 二〇〇、一〇〇 〇とする。	同一の順序に あつては、その 値は、同一の順 序にそれぞれ一 二〇〇、一〇〇 〇とする。

一一五	一一四	一一三	一一二	一一一	一一〇	一〇九
脂脂肪酸系中間物製造	石油化学系基礎製 品製造業(整理番 号一〇九の項から 前項までに掲げる ものを除く)	石油化学系基礎製 品製造業(整理番 号一〇九の項から 前項までに掲げる ものを除く)	石油化学系基礎製 品製造業(整理番 号一〇九の項から 前項までに掲げる ものを除く)	石油化学系基礎製 品製造業(整理番 号一〇九の項から 前項までに掲げる ものを除く)	石油化学系基礎製 品製造業(整理番 号一〇九の項から 前項までに掲げる ものを除く)	石油化学系基礎製 品製造業(整理番 号一〇九の項から 前項までに掲げる ものを除く)
一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五
三五	二五	四〇	二五	六〇	三〇	六〇
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一五	二〇	一五	一五	一五	二五	一五
(一) 窒素又はその化合物を原料として使用するものは、第三欄の値は、その順序に従って、二〇、四五、一二、〇とする。	(二) 窒素又はその化合物を原料として使用するものは、第三欄の値は、その順序に従って、二〇、四五、一二、〇とする。	(三) 窒素又はその化合物を原料として使用するものは、第三欄の値は、その順序に従って、二〇、四五、一二、〇とする。	(四) 窒素又はその化合物を原料として使用するものは、第三欄の値は、その順序に従って、二〇、四五、一二、〇とする。	(五) 窒素又はその化合物を原料として使用するものは、第三欄の値は、その順序に従って、二〇、四五、一二、〇とする。	(六) 窒素又はその化合物を原料として使用するものは、第三欄の値は、その順序に従って、二〇、四五、一二、〇とする。	(七) 窒素又はその化合物を原料として使用するものは、第三欄の値は、その順序に従って、二〇、四五、一二、〇とする。

一一三	一一二	一一〇	一一九	一一八	一一七	一一六
有機化学工業製品 製造業(整理番 号一〇九の項から 前項までに掲げる ものを除く)	合成ゴム製造業	プラスチック製造 業	環式中間物・合成 染料・有機顔料製 造業	コーラル製品 製造業	発酵工業	メタン誘導品製造 業
一五	一五	一〇	一五	三三〇	一五	一五
七〇	四五	二五	五五	五三〇	五五	六〇
一〇	一〇	一〇	一〇	一七〇	一〇	一〇
一五	一五	一五	一五	四一〇	二〇	一五
(一) 窒素又はその化合物を原料として使用するものは、第三欄の値は、その順序に従って、二〇、四五、一二、〇とする。	(二) 窒素又はその化合物を原料として使用するものは、第三欄の値は、その順序に従って、二〇、四五、一二、〇とする。	(三) 窒素又はその化合物を原料として使用するものは、第三欄の値は、その順序に従って、二〇、四五、一二、〇とする。	(四) 窒素又はその化合物を原料として使用するものは、第三欄の値は、その順序に従って、二〇、四五、一二、〇とする。	(五) 窒素又はその化合物を原料として使用するものは、第三欄の値は、その順序に従って、二〇、四五、一二、〇とする。	(六) 窒素又はその化合物を原料として使用するものは、第三欄の値は、その順序に従って、二〇、四五、一二、〇とする。	(七) 窒素又はその化合物を原料として使用するものは、第三欄の値は、その順序に従って、二〇、四五、一二、〇とする。

一七三	一七二	一七〇	一六九	一六八	一六七	一六六	一六五	一六四	一六三	一六二	一六一	一六〇	一五九	一五八	一五七	一五六
高炉による製鉄業	うわ葉製造業	鉱物・土石粉碎等 処理業	砕石製造業	黒鉛電極製造業	セメント製品製造業 (前二項に掲げるものを除く)	コンクリート製品 製造業	生コンクリート製 造業	ガラス・同製品製 造業(整理番号一 五六の項から前項 までに掲げるもの を除く)	ガラス繊維・同製 品製造業(前項に 掲げるものを除 く)	ガラス繊維(長織 維に限る)・同製 品製造業	卓上用・ちゅう房 用ガラス器具製造 業	理化学用・医療用 ガラス器具製造業	ガラス容器製造業	ガラス製加工素材 製造業	板ガラス加工業	板ガラス製造業
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	二〇	一五	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
二〇	一五	二五	一五	一五	二〇	一五	一五	二五	三〇	二五	一五	一五	一五	二〇	二〇	二〇
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一五	一五	二〇	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	二〇	一五
(一) ○五従ぞ三程 ○〇いれ欄にコ とす三五欄値つ 〇〇順はては製 〇〇順序そ造 四九にれ第工																

一八三	一八二	一八一	一八〇	一七九	一七八	一七六	一七五
伸鉄業	鋼管製造業	冷間ロール成型形 鋼製造業	冷間圧延業(整理 番号一八二の項及 び番号一八三の項に 掲げるものを除く)	熱間圧延業(整理 番号一八二の項及 び番号一八三の項に 掲げるものを除く)	製鋼・製鋼圧延業 (転炉・単独圧延 を含む)又は電圧 炉(単独電圧炉を 含む)によるものを 限る)	高炉(前項に掲げ るものを除く)製 鉄業	フェロアロイ製造 業
一〇	一五	一〇	一〇	一五	一五	一〇	一五
一五	二五	一五	一五	二五	二五	一五	二五
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五
六の値は工程を 五順はつて有レ 四にそは有レ 〇〇従れず 一五五五同欄 〇〇と	六の値は工程を 五順はつて有レ 四にそは有レ 〇〇従れず 一五五五同欄 〇〇と	六の値は工程を 五順はつて有レ 四にそは有レ 〇〇従れず 一五五五同欄 〇〇と	一の値は工程を 〇〇順はつて有 とする。にそは 四〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇	一の値は工程を 〇〇順はつて有 とする。にそは 四〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇	一の値は工程を 〇〇順はつて有 とする。にそは 四〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇	一の値は工程を 〇〇順はつて有 とする。にそは 四〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇	(二) ○にれ第も酸 〇〇従ぞ三洗 とすいれ欄に工 〇五欄値つて有 〇〇五欄はレ 〇〇一順序そ 〇〇一順序そ

一九九	一九八	一九七	一九六	一九五	一九四	一九三	一九二	一九一	一九〇	一八九	一八八	一八七	一八六	一八五	一八四
鉄鋼業(整理番号七三の項から前項までを掲げるものを除く。)	鉄粉製造業	可鍛鉄製造業	鋳鉄管製造業	鋳鉄鑄物製造業(次項及び整理番号一九七の項に掲げるものを除く。)	鋳鋼製造業	鍛鋼製造業	鍛鋼製造業	表面処理鋼材製造業(整理番号一八七の項から前項までを掲げるものを除く。)	めっき鋼線製造業	めっき鋼管製造業	亜鉛鉄板製造業	ブリキ製造業	伸線業	引抜鋼管製造業	磨棒鋼製造業
一五	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一五	一〇	一〇	一五	一五	一〇	一〇	一五	一五	一〇
二五	一五	一五	一五	一五	二〇	二五	一五	五五	五〇	五〇	一五	一五	四〇	二五	一五
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五
ステンレス硝酸酸洗工程を有するものに於ては、それぞれ同欄の								ステンレス硝酸酸洗工程を有するものに於ては、それぞれ同欄の							

二〇五	二〇四	二〇三	二〇二	二〇一	二〇〇
電気機械器具製造業(前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。)	プリント回路製造業	一般機械器具製造業	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	電気めっき業	非鉄金属製造業
一五	一五	二〇	一五	二〇	一五
三〇	三〇	三五	四〇	四〇	三五
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一五	二〇	二〇	二五	三〇	一五
(一) 器具製造業(電気機械器具製造業)による表面処理物の塗料を有するものに於ては、第三欄の(二)の値に、第三欄の(一)の値を加算する。		(二) エンジン、ポンプ、圧縮機、発電機、変圧機、電動機、電動機用部品、電動機用材料、電動機用材料の製造工程に於ける、第三欄の(一)の値に、第三欄の(二)の値を加算する。	(一) 溶融めっき工程による表面処理物の塗料を有するものに於ては、第三欄の(一)の値に、第三欄の(二)の値を加算する。	窒素又はその化合物を有するものに於ては、第三欄の(一)の値に、第三欄の(二)の値を加算する。	の順序に従い、五五、四五、四〇、三〇とする。

二二六	産業廃棄物処理業 (前項に掲げるものを除く。)	二〇	五〇	一〇	四〇
二二七	死亡獣畜取扱業	二五	三五	一五	二五
二二八	と畜場	二五	六〇	一五	二五
二二九	中央卸売市場	二〇	三〇	一五	二五
二三〇	地方卸売市場	二〇	三〇	一五	二五
二三一	試験研究機関(規則第一条の二各号に掲げるものをいう。)	二〇	三五	一〇	二五
二三二	整理番号二の項から前項までに分類されないもの	一〇	六〇	一〇	五〇

(別表 2 略)

P (りん含有量)

○環境省告示第百三十六号

水質汚濁防止法施行規則(昭和四十六年通商産業省令第二号)第一条の七第三項の規定に基づき、りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲を次のように定め、りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲(平成十三年十二月環境省告示第七十六号)は、廃止する。ただし、都道府県知事が定める日以後に特定施設の

設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係るCp、Cpo及びCpiの値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲については、この告示後定められることとなる総量削減基本方針における目標年度の前年度末までの間は、なお従前のとおりとする。
平成十八年十月十三日 環境大臣 若林 正俊

りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲
一 この告示で使用用語は、水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)で使用用語の例による。

二、水質汚濁防止法施行規則(以下「規則」という)第一条の七第三項の環境大臣が定める業種その他の区分は、指定地域内事業場のうち、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)以下「令」という。別表第二第一号及び第二号に掲げる区域内に設置されるもの並びに環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令(平成五年政令第三百七十一号)別表第二号ハに掲げる水域(以下「大阪湾」という)及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものにあつては別表第一、令別表第二第三号に掲げる区域内に設置されるものであつて大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するもの以外のものに係るものにあつては別表第二のそれぞれ第二欄に掲げるとおりとする。この場合において、工場又は事業場に係る汚水又は廃液を処理する事業場は、当該工場又は事業場の属する業種その他の区分に属するものとする。

三、規則第一条の七第三項の環境大臣が定める範囲は、指定地域内事業場のうち、令別表第一第一号及び第二号に掲げる区域内に設置されるもの並びに大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものにあつては別表第一、令別表第二第三号に掲げる区域内に設置されるものであつて大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するもの以外のものに係るものにあつては別表第二のそれぞれ第二欄に掲げる業種その他の区分ごとに、Cp及びCpoの値に係るものにあつてはそれぞれ第三欄(イ)に掲げる値以上(ロ)に掲げる値以下とし、Cpiの値に係るものにあつてはそれぞれ第三欄(ロ)に掲げる値以上(イ)に掲げる値以下とする。ただし、工場又は事業場に係る汚水又は廃液を処理する事業場に係る場合であつて、当該工場又は事業場の属する業種その他の区分ごとの別表第一又は別表第二のそれぞれ第三欄に掲げる値の範囲内においてCp、Cpo及びCpiの値を定めることが適当でないと認められ、かつ、都道府県知事が当該工場又は事業場及び当該事業場につきCp、Cpo及びCpiの値を別に定めるときは、この限りではない。

別表第一

整理番号	業種その他の区分	りん含有量(単位リットルにつき)		備考
		(イ)	(ロ)	
二	畜産農業	八	四〇	八
三	天然ガス鉱業	一	一・五	一・五
四	非金属鉱業	一	二	一・五
五	肉製品製造業	四	一六	六
六	乳製品製造業	五	八・五	三・五
七	畜産食品製造業 (前二項に掲げるものを除く。)	五・五	一一	五・五
八	水産缶詰・瓶詰製造業	三	四	一・五

二八	二七	二六	二五	二四	二三	二二	二一	二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	九
米菓製造業	菓子製造業 ビスケット類・干菓子製造業	生菓子製造業	パン製造業	小麦粉製造業	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	砂糖精製業	食酢製造業	ソース製造業	うま味調味料製造業	しょう油・食用アミノ酸製造業	味素製造業	野菜漬物製造業	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	水産食料品製造業 (整理番号八の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	冷凍水産食品製造業	冷凍水産物製造業	水産練製品製造業 (前項に掲げるものを除く。)	魚肉ハム・ソーセイジ製造業	寒天製造業
三	三	三	二	三	三	一・五	三	三	一・五	四	四	二・五	三	三	四	三	三	三	三
七・五	四	七・五	六	七・五	六	五	四・五	六	八	八	七・五	六・五	七・五	八	八	八	七・五	六・五	五・五
一・五	一	一	一	一・五	一・五	一	一・五	一	一	一・五	一・五	一	一	一・五	一	一・五	一	一・五	一・五
四・五	一・五	四	二・五	二・五	三	二	三	二・五	一・五	三	四・五	三	三	四	六	五・五	三・五	三	二・五

五一	五〇	四九	四八	四七	四六	四五	四四	四三	四二	四一	四〇	三九	三八	三七	三五	三四	三三	三二	三一	三〇	二九	
糸糸製造業(副産物精練業を含む。)	たばこ製造業	有機質肥料製造業	単体飼料製造業	配合飼料製造業	ヒンスタントコーヒ製造業	蒸留酒・混成酒製造業	清酒製造業	ビール製造業	果実酒製造業	清涼飲料製造業	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	冷凍調理食品製造業	あん類製造業	豆腐・油揚げ製造業	めん類製造業	穀類でんぷん製造業	母剤製造業	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	食用油脂加工工業	動物油脂製造業	植物油製造業	パン・菓子製造業 (整理番号二五の項から前項までに掲げるものを除く。)
二	二	一・五	二	二	二・五	二	一・五	三	一・五	二・五	二・五	四	三・五	四	三	三	二	二・五	二	二・五	三	三
六	三	三・五	三・五	三・五	三・五	四	四	四	二・五	五・五	七・五	八・五	七・五	七・五	六・五	六・五	三	三・五	六	六	六	六
一	一	一	一	一	一	一	一	一・五	一	一	一	一	一	一	一・五	一	一	一	一	一	一	一・五
四	一・五	一・五	二	二	三	一・五	一・五	二・五	二・五	二	四・五	四・五	四	四・五	二・五	三	一・五	四・五	二	二	二	三
																						米糠を原料として使用するものは、欄(一)及び(二)の値は、八と

六四	六三	六二	六一	六〇	五九	五八	五七	五五
織維工業に 係るもの	織維工業に 係るもの	織維工業に 係るもの	織維工業に 係るもの	織維工業に 係るもの	織維工業に 係るもの	織維工業に 係るもの	織維工業に 係るもの	織維工業に 係るもの
一	二	一・五	二	二	二	一	二	二
二	五	四	五	六	五・五	二	四・五	四・五
一	一	一	一	一	一	一	一	一
一・五	三	二	二	四・五	三	一・五	四	一・五

七九	七八	七七	七六	七五	七一	六九	六八	六七	六六	六五
織維工業に 係るもの	織維工業に 係るもの	織維工業に 係るもの	織維工業に 係るもの	織維工業に 係るもの	織維工業に 係るもの	織維工業に 係るもの	織維工業に 係るもの	織維工業に 係るもの	織維工業に 係るもの	織維工業に 係るもの
一	一	一	一	二	一	二	一	二	一	一
一・五	五	一・五	一・五	三	一・五	三	三・五	三・五	二	一・五
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一・五	五	一・五	一・五	一・五	一・五	二・五	一・五	三	二	一・五

八六	八五	八四	八三	八二	八一	八〇
ナパ製紙パ ール造製 グ業造ブ ラ、で業製 ンリグ又造 ドフラは業 パアンド板 ルイ紙洋	の製原古製紙パ 造料紙造製ル 工と紙造業造 程す外業製ブ 係るの木又製 ルの材は業、 もルの又板業、 もブをは紙洋	む程は料製紙パ の製漂と製製ル に離造し業造業 係る工を脱で業製 もの行イ古又造 も(前)ン紙は業、 含工又紙は業、 又原紙洋	の(造料製紙パ を次工と造製ル 除項す業業製 く)に程す業製 掲げるる古又造 るもパル紙は業、 もの製原紙洋	むルさ工ラ製紙パ にプら程フト製ル 係る製(前)業造業 る工クし)パで業製 もの造ラパ業造業 の程ラフ工製又製 ををトの製は板業、 含パ未造く紙洋	の(造ク製紙パ を次工ラ造製ル 除項フ業業製 く)に程トで業製 掲げるる未又製 るもルさは板業、 もの製ら紙洋	むルし(前)製紙パ にプセ工ル業造業 係るミ程をセむ製 る工ケの製ミ業製 ものカ未造ケ業製 の程カさミ又製 含パラ程は造業製 紙洋
—	—	—	—	—	—	二
一・五	二	一・五	一・五	一・五	一・五	三
—	—	—	—	—	—	—
一・五	二	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五

一〇三	一〇二	一〇一	一〇〇	九七	九六	九五	九四	九三	九二	九一	九〇	八九	八八	八七
複合肥料製造業	肥料製造業	窒素質・りん酸質	製版業	印刷業(新聞その他) の出版物を印刷するものを含む	製紙業(新聞その他) の出版物を印刷するものを含む	製紙業(新聞その他) の出版物を印刷するものを含む	製紙業(新聞その他) の出版物を印刷するものを含む	製紙業(新聞その他) の出版物を印刷するものを含む	製紙業(新聞その他) の出版物を印刷するものを含む	製紙業(新聞その他) の出版物を印刷するものを含む	製紙業(新聞その他) の出版物を印刷するものを含む	製紙業(新聞その他) の出版物を印刷するものを含む	製紙業(新聞その他) の出版物を印刷するものを含む	製紙業(新聞その他) の出版物を印刷するものを含む
二	二	二	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三〇	二六・五	三・五	四	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三〇	二六・五	二	三	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五

○経済産業省告示第五十四号

小型自動車競走法施行規則（平成十四年経済産業省令第九十八号）第十四条第一項第一号、第二号及び第三号ただし書の規定に基づき、平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの競走場当たりの年間開催回数及び年間開催日数並びに一施行者当たりの年間開催回数を次のように定め、平成二十三年四月一日から適用する。
平成二十三年三月三十一日
経済産業大臣 海江田万里

競走場名	年間開催回数	
	回数	日数
船橋	九回	六十九日
川口	十四回	百六日
伊勢崎	十一回	八十五日

○海上保安庁告示第八十三号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）第九条の十の規定に基づき、社団法人日本海事検定協会から確認業務を行う事業場について、平成二十三年四月一日から次のように変更する旨の届出があつたので、同法第九条の二十一の規定に基づき、告示する。
平成二十三年三月三十一日
海上保安庁長官 鈴木 久泰

施行者名	年間開催回数	
	回数	日数
浜松	十回	七十七日
山陽	六回	四十五日
飯塚	十一回	八十五日
千葉県	五回	
船橋市	四回	
川口市	十四回	
伊勢崎市	十一回	
浜松市	十回	
山陽小野田市	六回	
飯塚市	十一回	

変更後	変更前
神戸第一事業所 兵庫県神戸市中央区新港町十番二号	阪神事務所 大阪府大阪市港区築港一丁目七番十八号

○環境省告示第二十三号

水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年通商産業省令第二号）第一条の五第三項の規定に基づき、化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平成十八年十月環境省告示第百三十四号）の一部を次のように改正する。
平成二十三年三月三十一日
環境大臣 松本 龍

別表第一整理番号五の項中「肉製品製造業」を「部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業」に改め、同表整理番号九の項中「八〇〇」を「五五」に、「二〇〇」を「六五」に、「一〇〇〇」を「六五」に改め、同表整理番号四九の項中「七〇〇」を「五〇〇」に改め、同表整理番号九七の項中「三〇〇」を「二〇〇」に、「五〇〇」を「三〇〇」に、「四〇〇」を「三〇〇」に改め、同表整理番号一〇九の項中「二〇〇、二二〇、二二〇、二二〇、一九〇、二二〇」を「一五〇、一六〇、一五〇、一五〇、一六〇」に改め、同表整理番号二二の項中「二八〇、二九〇、二七〇、二八〇、二七〇、二八〇」を「一五〇、一六〇、一五〇、一六〇、一五〇、一六〇」に改め、同表整理番号一八六の項中「三〇〇」を「二五〇」に改め、同表整理番号一九三の項中「二〇〇」を「一五〇」に改め、同表整理番号二〇四の項中「プリント回路製造業」を「電子回路製造業」に改め、同表整理番号二〇五の項中「電気機械器具製造業（前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む）」を「電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く）」、「電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業」に改め、同表整理番号二二一の項備考欄（中）「第二欄」を「平成十八年一月三十一日以前に設置されたも

のであって、第二欄に改め、「もの」の下に「(三)に掲げるものを除く。」を加え、「(1)(イ)の値は、四〇〇」を「(1)(イ)及び(ロ)の値は、それぞれ四〇〇、五〇〇」に改め、同項備考欄(中)「第二欄」により算定した処理対象人員が五、〇〇〇人以下のものであって「(イ)のうち」に、「(2)(イ)及び(ロ)の値は、それぞれ四〇〇、四〇〇、八〇〇」を「並びに(2)(イ)の値は、それぞれ四〇〇、五〇〇、四〇〇」に改め、同項備考欄(中)「第二欄」を「平成十八年一月三十一日以前に設置されたものであって、第二欄」に改め、同表整理番号二二三の項化学的酸素要求量（単位リットルにつきミリグラム）欄中「六〇〇」を「五〇〇」に改め、同項備考欄(イ)を削り、同項備考欄(ロ)「もの」の下に「(二)に掲げるものを除く。」を加え、「(2)(イ)及び(ロ)の値は、それぞれ四〇〇、六〇〇」を「(2)(イ)の値は、四〇〇」に改め、同項備考欄(ロ)とし、同項備考欄(中)「及び(ロ)」、(2)(イ)並びに(3)(イ)の値は、それぞれ一〇、五〇、一〇、一〇」を、「(2)(イ)及び(3)(イ)の値は、それぞれ一〇、一〇、一〇」に改め、同項備考欄(ロ)を(ロ)とする。
別表第二整理番号五の項中「肉製品製造業」を「部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業」に改め、同表整理番号二〇四の項中「プリント回路製造業」を「電子回路製造業」に改め、同表整理番号二〇五の項中「電気機械器具製造業（前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む）」を「電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く）」、「電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業」に改め、同表整理番号二二一の項備考欄(中)「第二欄」を「平成十八年一月三十一日以前に設置されたものであって、第二欄」に改め、同表整理番号二二三の項備考欄(イ)及び(ロ)「もの」の下に「(三)に掲げるものを除く。」を加え、「(1)(イ)の値は、四〇〇」を「(1)(イ)及び(ロ)の値は、それぞれ四〇〇、五〇〇」に改め、同項備考欄(中)「第二欄」により算定した処理対象人員が五、〇〇〇人以下のものであって「(イ)のうち」に、「(2)(イ)及び(ロ)の値は、それぞれ四〇〇、八〇〇、四〇〇、八〇〇」を「並びに(2)(イ)の値は、それぞれ四〇〇、五〇〇、四〇〇」に改め、同項備考欄(中)「第二欄」を「平成十八年一月三十一日以前に設置されたものであって、第二欄」に改め、同表整理番号二二三の項備考欄(イ)及び(ロ)「もの」の下に「(三)に掲げるものを除く。」を加える。

附則

1 この告示は、公布の日から適用する。
2 都道府県知事が定める日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係るCc、Cco、Cci及びCcjの値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲については、この告示後定められることとなる総量削減基本方針における目標年度の前年度末までの間は、なお従前のとおりとする。
○環境省告示第二十四号

水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年通商産業省令第二号）第一条の六第三項の規定に基づき、窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平成十八年十月環境省告示第百三十五号）の一部を次のように改正する。
平成二十三年三月三十一日
環境大臣 松本 龍

別表第一整理番号二の項中「二〇〇」を「二二〇」に改め、同項備考欄を次のように改める。
総面積が五〇㎡以上の豚房施設を有するものについては、第三欄の(1)(ロ)の値は、二〇〇とする。

別表第一整理番号五の項中「肉製品製造業」を「部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業」に改め、同表整理番号二〇二の項中「八〇〇」を「二〇〇」に、「一〇〇〇」を「二〇〇、二二〇」に改め、同表整理番号八〇〇、七〇〇、八〇〇」に改め、同表整理番号一〇八の項備考欄(中)「六〇〇」を「五三〇〇」に改め、同項備考欄(ロ)「六〇〇」を「五〇〇〇」に改め、同表整理番号一〇九の項中「六〇〇」を「五〇〇」に、「二四〇」を「二〇〇」に改め、同表整理番号一一の項中「六〇」を「四〇」に改め、同表整理番号一二の項中「一四五」を「一三〇」に改め、同表整理番号一五の項中「二七五」を「一八〇〇」に改め、同表整理番号一七の項中「五五」を「四〇」に改め、同表整理番号二〇の項中「七〇」を「六五」に改め、同表整理番号一三六の項中「六五」を「三五」に改め、同表整理番号一四六の項中「五五」を「五〇」に改め、同表整理番号一八六の項窒素含有量（単位リットルにつきミリグラム）欄中「四〇〇」を「二五」に改め、同表整理番号二〇二の項中「二二

○を「九〇」に改め、同表整理番号二〇三の項中「四五」を「四〇」に改め、同表整理番号二〇四の項中「プリント回路製造業」を「電子回路製造業」に改め、同表整理番号二〇五の項中「電気機械器具製造業(前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。)」を「電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く。)、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業」に改める。

別表第二整理番号五の項中「肉製品製造業」を「部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業」に改め、同表整理番号二〇四の項中「プリント回路製造業」を「電子回路製造業」に改め、同表整理番号二〇五の項中「電気機械器具製造業(前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。)」を「電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く。)、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業」に改める。

附則

1 この告示は、公布の日から適用する。
2 都道府県知事が定める日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係るCn、Cno及びCniの値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲については、この告示後定められることとなる総量削減基本方針における目標年度の前年度末までの間は、なお従前のとおりとする。

○環境省告示第二十五号

水質汚濁防止法施行規則(昭和四十六年^総府令第二号)第一条の七第三項の規定に基づき、りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲(平成十八年十月環境省告示第百三十六号)の一部を次のように改正する。
平成二十三年三月三十一日 環境大臣 松本 龍

別表第一整理番号二の項中「四〇」を「三六」に改め、同項備考欄を次のように改める。

総面積が五〇㎡以上の豚房施設を有するものにあつては、第三欄の(1)の値は、四〇とする。

別表第一整理番号五の項中「肉製品製造業」を「部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業」に改め、同表整理番号一〇の項中「六・五」を「六」に改め、同表整理番号二二の項中「五」を「四・五」に改め、同表整理番号三八の項中「二二」を「九」に改め、同表整理番号四七の項中「三・五」を「二」に改め、同表整理番号一〇二の項中「二六・五」を「一六」に改め、同表整理番号一二二の項中「二三」を「一六」に改め、同表整理番号一三八の項、「一九の項及び一四二の項中「四」を「三・五」に改め、同表整理番号二〇二の項中「一七」を「一六」に改め、同表整理番号二〇四の項中「プリント回路製造業」を「電子回路製造業」に改め、同表整理番号二〇五の項中「電気機械器具製造業(前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。)」を「電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く。)、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業」に改める。

別表第二整理番号五の項中「肉製品製造業」を「部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業」に改め、同表整理番号二〇四の項中「プリント回路製造業」を「電子回路製造業」に改め、同表整理番号二〇五の項中「電気機械器具製造業(前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。)」を「電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く。)、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業」に改める。

附則

1 この告示は、公布の日から適用する。
2 都道府県知事が定める日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係るCp、Cpo及びCpiの値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲については、この告示後定められることとなる総量削減基本方針における目標年度の前年度末までの間は、なお従前のとおりとする。

国会事項

衆議院

予算送付及び通知

三月二十九日憲法第六十条第二項の規定により本院の議決が国会の議決となつた次の予算を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。
平成二十三年年度一般会計予算
平成二十三年年度特別会計予算
平成二十三年度政府関係機関予算

法律公布案及び通知

三月二十九日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。
展覧会における美術品損害の補償に関する法律
法律公布案上通知書受領

三月二十九日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律
公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律
承諾を求めたの件送付及び通知
三月二十九日国会において承諾することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

平成二十一年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めたの件)
平成二十一年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(承諾を求めたの件)
平成二十一年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書(承諾を求めたの件)

議案送付

三月二十九日参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。
国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律案
国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律案
国民生活等の混乱を回避するための平成二十一年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案
又同日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

港灣法及び特定外貨埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律案
内閣府設置法の一部を改正する法律案

議案通知

三月二十九日次の内閣提出案は憲法第六十条第二項の規定により本院の議決が国会の議決となつた旨参議院に通知した。
平成二十三年年度一般会計予算
平成二十三年年度特別会計予算
平成二十三年度政府関係機関予算

又同日参議院送付の次の内閣提出案を承諾することを議決した旨参議院に通知した。

平成二十一年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めたの件)(第百七十三回国会内閣提出、参議院継続審査)
平成二十一年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(承諾を求めたの件)(第百七十三回国会内閣提出、参議院継続審査)

内閣内閣提出、参議院継続審査

平成二十一年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書(承諾を求めたの件)(第百七十三回国会内閣提出、参議院継続審査)
議案通知書受領

三月二十九日参議院議長から、本院の送付した次の内閣提出案を否決した旨の通知書を受領した。

平成二十三年年度一般会計予算
平成二十三年度特別会計予算
平成二十三年度政府関係機関予算
又同日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案
公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
返付議案受領

三月二十九日参議院から返付された次の内閣提出案を受領した。

平成二十三年年度一般会計予算
平成二十三年度特別会計予算
平成二十三年度政府関係機関予算
又同日参議院に送付した内閣提出案につき参議院が否決したので参議院に対して両院協議会を開くことを請求した。
平成二十三年年度一般会計予算
平成二十三年度特別会計予算
平成二十三年度政府関係機関予算